

資料3

子ども家庭総合支援拠点について

令和3年度
 児童福祉審議会（第2回）
 令和3年10月30日（土）

1

子ども家庭総合支援拠点設置の背景と児童虐待に関する法の整備

背景

- (1) 悲惨な児童虐待が後を絶たない。
- (2) 児童相談所（設置：県）が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、在宅支援となっている。
- (3) 在宅支援中、在宅支援終了及び施設措置終了後に重篤な虐待事例が生じている。

法の整備

平成28年 児童福祉法の改正

児童福祉法 第3条の3(市町村が子ども及び妊産婦の福祉
 に関する支援業務を行なうことの明確化)

第10条(市町村の業務)

第10条の2(必要な支援を行うための拠点の整備)

2

子ども家庭総合支援拠点の4つ業務

児童福祉法第10条の関係

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務
 - ・居住実態又は所属のない児童の調査
 - ・「気になる子ども」や「気になる妊婦、養育者」に関する情報提供の受理
- (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
 - ・通告を受理したケースに対する訪問等による実態調査と情報収集と今後の支援対応を検討
 - ・個別ケースの必要に応じて、個別ケース会議の開催
- (3) 関係機関との連絡調整
 - ・要保護児童対策地域協議会機能の活用
 - ・児童相談所との連携
- (4) その他必要な支援
 - ・非行相談に対する支援
 - ・里親や施設入所利用の説明や手続きの支援

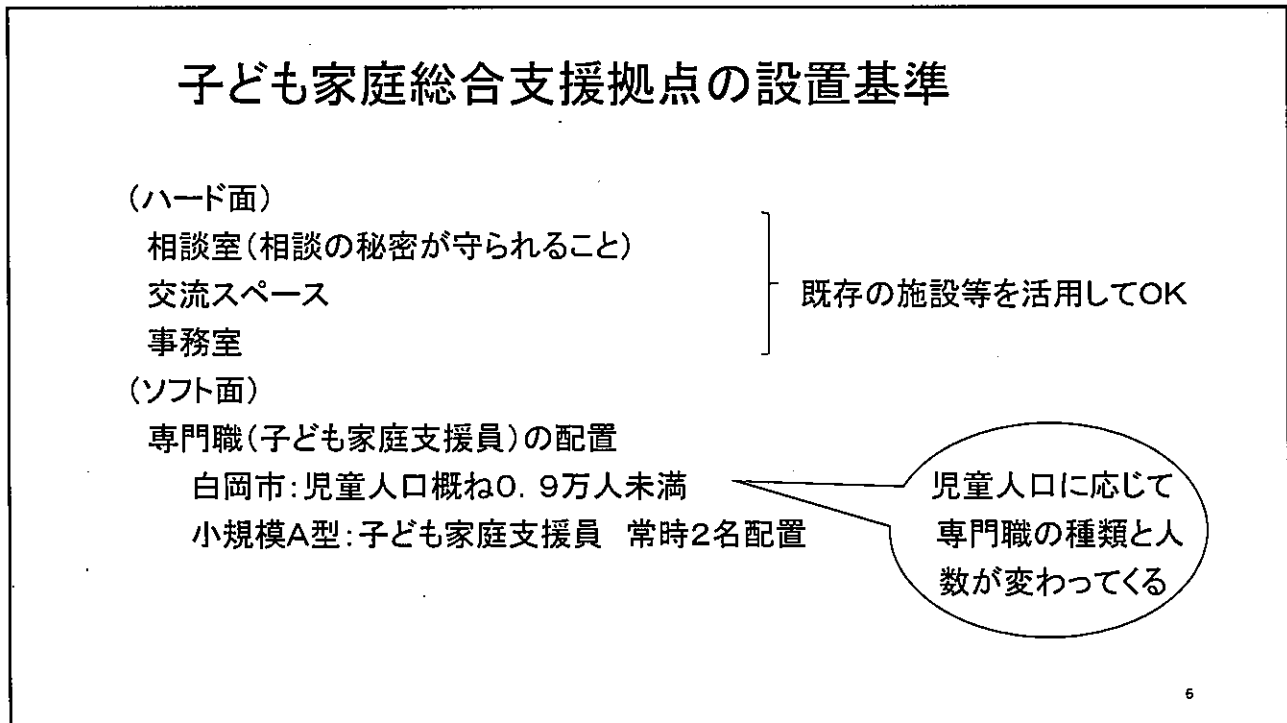
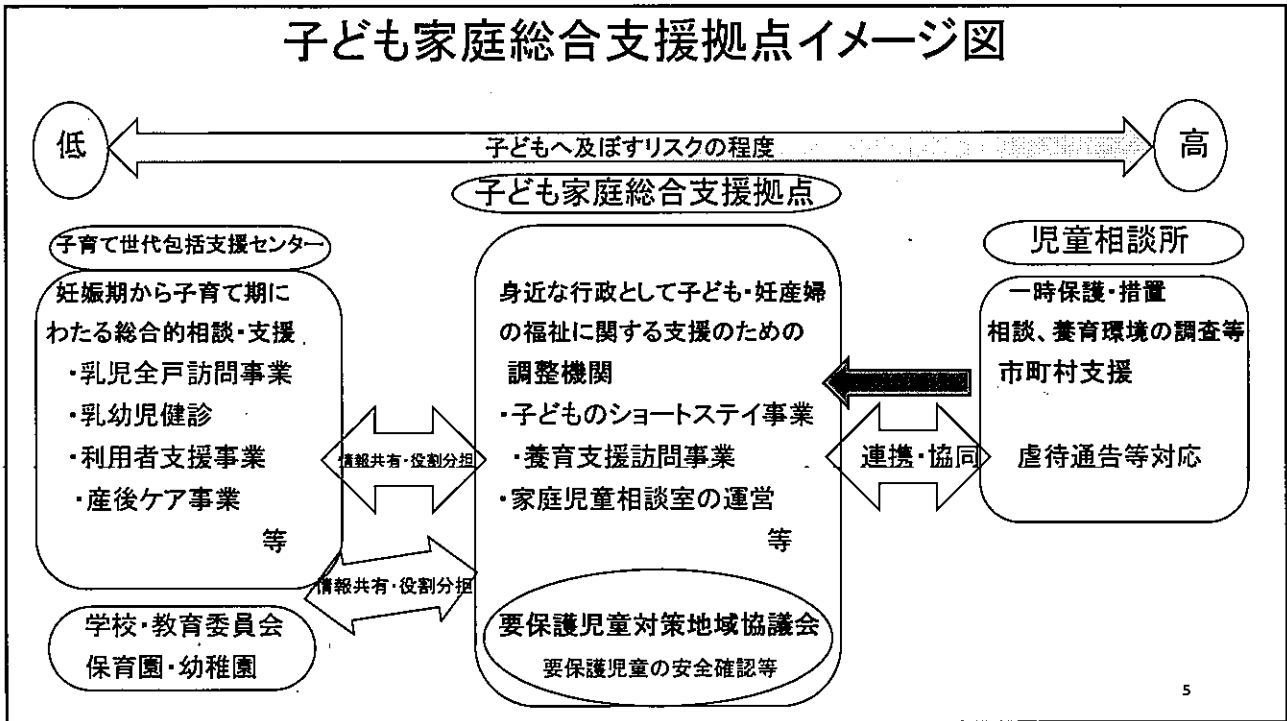
これらの業務は
すでに子育て支援課で
実施している内容

3

子ども家庭総合支援拠点の特徴

- (1) 子ども家庭総合支援拠点の4つの業務を「子ども家庭支援員」等で行なう。
- (2) コミュニティを基盤とした※ソーシャルワークの機能
 - ※ソーシャルワーク: 困っている人に対して社会的なサービス等を提供したり相談を受けることによって問題解決に向けて支援すること
- (3) 支援対象者は、0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦である。
- (4) チーム(組織)で支援する体制の構築及び運用

4



子ども家庭支援員について

(資格)

社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士、看護師
助産師、教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者等

(職務)

- (1) 実情の把握
- (2) 相談対応
- (3) 調整
- (4) 調査、支援及び指導等
- (5) 他関係機関等との連携

7

白岡市子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて

設置時期 令和4年4月1日(目標)

目指せ!

設置場所 白岡市健康福祉部
子育て支援課事務室内

設置に向けての課題

「子ども家庭支援員」の確保

設置に向けての準備等

- ・要綱の制定
- ・子育て支援課 子育て支援担当業務
と子ども家庭総合支援拠点の業務分担

8

白岡市家庭児童相談室設置要綱

第4条 相談員は、人格円満で社会的信望があり、健康で、家庭児童福祉の増進に熱意と識見を有する者であつて、次のいずれかに該当するものの中から、市長が委嘱する。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- (2) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者
- (3) 前2号に準ずる者であつて、相談員として必要な学識経験を有する者(職務)

第6条 相談員は、家庭児童福祉に関する相談に当たり、必要に応じ面接、調査、訪問及び指導等の業務を行い、児童問題の解決を図るものとする。

9

子ども家庭総合支援拠点業務と以外の業務

拠点の業務

- ・子育て支援に関する相談対応に関すること
- ・要保護児童への支援に関すること
- ・要保護児童地域対策協議会に関すること
- ・家庭児童相談に関すること
- ・養育支援事業に関すること
- ・子どものショートステイ事業に関すること
- ・子どもの貧困対策に関すること
- ・里親制度に関すること

拠点の業務以外

- ・児童福祉審議会に関すること
- ・子ども子育て支援事業計画の策定及び進行管理に関すること
- ・ベビーベッド貸出事業に関すること
- ・西児童館の指定管理に関すること
- ・補助金等の事務

等

10